

令和4年福島県沖地震の被災者の皆様へ

介護サービス利用料を減免します

福島市の住民の方で、次の①～③のいずれかに該当する方は、介護保険サービス利用料の減額または免除を受けることができます。

①居住する家屋が準半壊以上の損壊を受けた

・減免の内容

自己負担 損壊判定	1割(10%)	2割(20%)	3割(30%)
全壊	免除(自己負担なし)		
大規模半壊	7割減額		
中規模半壊	(自己負担3%)	(自己負担6%)	(自己負担9%)
半壊	5割減額		
準半壊	(自己負担5%)	(自己負担10%)	(自己負担15%)

※震災発生時に施設入所中であった方は対象となりません。

・必要なもの 減額・免除申請書

(罹災証明発行支援データベース閲覧の同意がある場合、罹災証明書写しの添付は不要)

②被災により世帯主が死亡、行方不明または特別障がい者となった

③被災により本人が特別障がい者となった

・減免の内容 免除(自己負担なし)

・必要なもの 1. 減免申請書

2. 該当する状況が分かるもの(死亡診断書・埋火葬証明書、障がい者手帳など) ※省略できる場合があります。

※いずれの場合も、入所施設の利用料、居住費および食費は対象となりません。

○減免適用期間 被災された月から6カ月間(令和4年3月～8月利用分)

○申請方法 郵送もしくは福島市役所介護保険課窓口での提出

960-8601 福島市五老内町3-1

福島市 介護保険課 介護給付係

問い合わせ先：福島市 介護保険課 介護給付係 (TEL 024-525-6587)